

重症心身障害児(医療的ケア児含む)に対応した放課後等デイサービス運営事業者の公募について

- ☞ **重症心身障害児（医療的ケア児含む）に対応できる放課後等デイサービスの運営事業者を募集する。**
- 専門的な支援のための職員配置や急な体調変化による欠席など運営上の困難さから、重症心身障害児を対象とする区内の放課後等デイサービス事業所は少ない状況が続いている。
 - 重症心身障害児（医療的ケア児を含む）に対応し、かつ、一定の質が確保された安定的な運営が期待できる事業者を誘致するため、公募を行う。

1 募集内容

- | | |
|----------|--|
| (1) 開設場所 | 中央区内 |
| (2) 定 員 | 5 名以上 |
| (3) 開設時期 | 令和 9 年 4 月までに開設 |
| (4) 事業内容 | 重症心身障害児（医療的ケア児含む）を対象とする児童福祉法に基づく放課後等デイサービス |

2 事業者選定

- (1) 主な応募資格
 - ア 重症心身障害児を主な対象とした放課後等デイサービスの東京都の指定を受けることができる法人であること。
 - イ 児童福祉法に規定する放課後等デイサービス事業所を重症心身障害児を対象として1年間以上運営していること。
 - ウ 事業開始から10年間以上継続して運営ができること。
- (2) 選定方法
公募型プロポーザル方式とし、学識経験者及び区職員で構成する選定委員会において、書類審査及びヒアリング等による審査を行い、1事業者を選定する。
- (3) 選定の基準
事業所運営および利用者等支援の考え方、事業の実績、法人経営の安定性等を総合的に評価する。

重症心身障害児(医療的ケア児含む)に対応した放課後等デイサービス運営事業者の公募について

3 開設・運営費補助

(1) 開設費補助

	補助基準額 (上限額)	補助率
施設改修費	1,800万円	15/16
開設前賃料	100万円/月 (最大3か月間)	3/4
送迎車購入費	400万円	10/10
備品購入費	200万円	10/10

(2) 運営費補助

ア 欠員補助

急な体調不良等に伴う欠席などにより利用者数が定員に満たない場合の欠員分補助

イ 医療的ケア児補助

利用者のうち医療的ケア児の国給付費が重症心身障害児より低額となる場合の差額分補助

ウ 介護タクシー等補助

介護タクシー又は自社所有車による送迎を行った場合の補助

エ 看護師等補助

看護師等専門職員を人員配置基準を超えて配置した場合の補助

オ 賃借料補助

物件の賃借料・共益費及び駐車場代の補助

4 スケジュール(予定)

令和8年	7月上旬	第1回選定委員会(募集要項及び選定基準決定)
	〃 中旬	募集開始
	8月中旬	募集申請締切
	9月上旬	第2回選定委員会(書類審査等、候補事業者の選定)
	〃 下旬	運営事業者決定
令和9年	4月	運営開始